

第 428 回神奈川地方最低賃金審議会  
議 事 録

1 日時 令和5年8月22日(火)午前10時00分から午前10時37分まで

2 場所 横浜第2号合同庁舎 共用第1会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘

4 議 題

(1) 神奈川県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について

(2) その他

**【事務局:吉田監察官】**

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。本日もお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席状況を確認させていただきます。

15名の委員のうち、全員のご出席をいただいておりますので最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

本審議会は公開することとされております。傍聴人の方は、公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行にご協力いただきますよう、お願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきまして会長にお願いいたします。

**【赤羽会長】**

皆様おはようございます。ただ今から第 428 回神奈川地方最低賃金審議会を開催します。

本日の議事録の確認は、私と、

労働者側 林委員

使用者側 関口委員

よろしく申し上げます。

**【赤羽会長】**

さっそく、議題(1)の「神奈川県最低賃金の改正決定に係る異議の申出」について審議に入りたいと思います。事務局は説明願います。

**【事務局:吉田監察監督官】**

神奈川県最低賃金の改正につきましては、8月4日に、時間額 1,112 円とすることで、結審し、答申をいただいたところでありますが、異議申し出の公示を昨日まで行ったところ、資料のとおりユーコープ労働組合ほか3団体から異議の申出がありました。本日お配りした資料の1の(1)から(4)までに内容は記載されています。

つきましては、本日はまず局長から諮問させていただきます。

<局長から赤羽会長へ諮問文手交>

<各委員に諮問文写しの配付>

**【赤羽会長】**

写しはお手元に行きわたりましたでしょうか。それでは、事務局は読み上げてくださいます。

**【事務局:吉田監察監督官】**

〈諮問文の読み上げ〉

**【赤羽会長】**

ありがとうございます。それでは、各団体からの異議申出について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局:平本賃金室長】**

ご説明いたします。提出された異議申出書は4件ございまして、2件が労働組合からのもの、2件が使用者団体からのものです。

今お配りしました諮問文の写の別添に該当するものが、お手元の資料番号1の(1)から(4)までの異議申出書の写になりますので、資料番号1をご覧ください。

受付順にその要旨についてご説明いたします。

1件目は資料1の(1)ユーコープ労働組合からの異議でございます。

異議の内容の要旨は、生活のためには時間額 1,500 円以上が必要であるという上部団体とともに行った調査結果を踏まえ、全国一律の最低賃金制度の導入と最低賃金の時間額 1,500 円以上への改定が必要ということで再審議を求めているものでございます。

異議の理由として、今回の 1,112 円という神奈川県最低賃金の改定額については過去最高の額であり、そのこと自体は評価できるものの、世界の水準から見れば大きく後れをとっていること、現在の高止まりが予測される物価上昇の中で、最賃額が少額の上昇を繰り返しても根本的な改善につながらないこと、マーケットバスケット方式で行った調査によれば、全国どの地域でもおおよそ時間額で 1,500 円程度は必要であるという結果であったことから、全国一律の最低賃金制も含めて改めるべきであるということです。

また、神奈川県のパートタイム労働者比率は全国1の高い水準であり、最低賃金改定の影響率も全国 1 であるなかで、今回の改定額では物価上昇分で相殺されてしまい、神奈川県内の多くの労働者の生活改善とならないこと、加えて、全国一律最低賃金制度の確立や生計費などのデータの独自算出など本質的な部分の改善を求めているものでございます。

2件目は資料1(2)神奈川県労働組合総連合からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、神奈川県最低賃金の1時間 1,112 円とする改定は不十分であるためさらなる引き上げを行うよう再審議を求めるとともに、実効性のある中小企業支援や全国一律制度を含めた最賃額の地域格差是正のために中央最低賃金審議会な

どへ要望書の提出を求めるといふものです。

理由としては、第1に最低賃金額が生計費を充足していないということで、神奈川県では非正規雇用労働者が4割となるなかで物価上昇によって最低賃金近傍で働く労働者の生活が苦しくなっていること、第2に、社会全体の賃金引上げ、底上げのためにも最低賃金の果たす役割は重要である中で、今回の最賃答申額は県内の物価水準を下回るものであるため最低賃金の果たす役割も審議し大幅な引き上げを決断するよう求めていること、第3に、労務費の価格転嫁を進めるためには国が果たすべき役割も重要であるため国や関係機関に全国的に共通する課題の解決に向けた要望書を発出することを求めています。

3件目は資料1(3)神奈川県タクシー協会からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、今回の答申について、原材料費やエネルギー価格の高騰により価格転嫁が十分でない現状では賃上げ原資を確保することが難しく、業績改善が伴わない中における大幅な賃金引き上げは合理性を欠き、中小企業及び小規模事業者の実態を顧みない内容で容認できないといふものです。

申し出の理由として、中央最低賃金審議会の全員協議会において労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが重要とされているものの、今回の目安審議において、労使で議論を重ねて合意がなされたとはいふ難いこと、隣県との地域格差の改善とならない目安額の設定となっていることが挙げられております。タクシー業界において、東京と大きな売り上げ差があるところ東京と1円しか変わらない状況に納得はできないとしております。

さらに、タクシー運賃については、運賃改定には最低でも10か月程度の月日を要し、直ちに転嫁できる状況にない中で賃金を大幅に上げれば、経営に大きく影響し、安定した輸送の供給につながらないこと、また、事業収益が上がらない中での人件費の増加は労働強化にもつながると考えられるとともに、中小企業・小規模事業者が大半を占める当業界においては、大幅な賃金引き上げが行われた場合、多くの事業者がタクシー事業からの撤退をも余儀なくされること、など、タクシー業界の厳しい現状を理解し、最低賃金の改正にあたっては慎重な判断をお願いする、としています。

4件目は資料1(4)大和商工会議所からの異議申出です。

異議の内容の要旨は、神奈川県最低賃金審議会の意見は、仕入れ価格を売上げに転嫁できない現状や地域経済、人手不足の状況や小規模・零細事業所の経営実態を鑑みれば容認できるものではなく現行水準の維持を望む、といふものです。

その理由としまして、第1に、原油価格や物価の高騰の影響を受けている中での大幅な最低賃金の引き上げは雇用の維持へのマイナス影響が危惧されること、第2に、人手不足状況が極めて厳しい中、大幅な最低賃金の引き上げは扶養の範囲内での就業を希望する非正規社員の労働時間の短縮につながり事業の存続に大きな影響を与えること、第3に、この最低賃金が、原油や物価の影響の大きい、飲食、小売、交通・運輸などの各業種の実情を十分に調査して決定されているとは言えないこと、とされています。

以上でございます。

### 【赤羽会長】

ありがとうございました。では、早速審議に入りたいと思います。労使それぞれご意見等をお願いします。まず労側からのお立場で何かございましたらどうぞ。

### 【林委員】

労働側を代表して、林の方からコメントさせていただきたいと思います。まず、異議申出の労働2団体からご指摘いただいた中の、最賃法の目的である労働者の生活の安定を踏まえた場合、本年の改正額等々については不十分だとのこと意見をいただいたと思っております。

労働側といたしましても、報告書に記してあるとおり物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では、十分ではないという同じ認識を持っています。

そして、使用者側2団体からもご指摘がありました。賃金の支払能力を超えた引上額、業績改善を伴わない低環境下での大幅な引上げは合理性を欠いている等々のご指摘があったと思っております。

これについて労働側としましては、報告書に記したとおりでございますが、最低賃金が抱える問題解決に当たっては、地域間格差の問題も含め、最低賃金の抑制でなく、適正な価格転嫁への支援と人口減少問題を踏まえた労働力確保の観点での水準が必要であるとの認識を持っています。

加えて、神奈川県におけるパートタイマー労働者の比率が全国的にも突出して高いということを踏まえて、最低賃金の水準に張り付く労働力を頼りにしなければならない経営は持続的ではなく、改善を図るべきだという認識でございます。

最賃法では、ご案内のとおり「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して都道府県ごとに定

めなければならない。」とあります。その前提は、公労使3者構成で論議された結果を元に、改正をするということで認識をしています。

今回、労働側委員としては生計費に重点を置くべきとの主張をさせていただきましたが、公労使3者の論議では、生計費に重きを置くことの共通認識を持ちつつ、通常の支払い能力に影響を与えている労務費を含めた価格転嫁の進捗状況も鑑みるべきだという論議結果になったと理解しています。

このことを踏まえまして、生計費の観点で言えば、十分とは言えないですが、過去最高額であるということ踏まえて、公労使が真摯に論議を尽くした結果であると受止めております。ちなみに、このことを表す結果として、公益見解の採決に当たっては使用者一部反対という形で決議されています。使用者側一部反対の結審は12年ぶりと認識しています。ご指摘の面も含めて議論を行って参りましたので、労働側としては答申どおりで良いと思っております。

なお、ご指摘の中には生計費を確保する水準、全国一律最低賃金制度、きめ細やかな制度設計などのご要望等々が出ておりますけれども、これについては現行の最低賃金法の改正を伴うとの認識を持っていますので、この中央最低賃金審議会の全員協議会で論議すべき事項かなと思っております。したがって、労働側としては異議審の場で、そういう声が上がったということ中央最低賃金審議会に伝達すべきだと思っておりますけれども、取扱いについての対応についてよろしくお願いいたします。

その他、中小企業への支援策の改善要求は既に、答申書に記載されているというふうに思っておりますので以上コメントに替えたいと思います。

#### **【赤羽会長】**

ありがとうございました。続いて使用者側委員から意見いかがですか。

#### **【関口委員】**

使用者側を代表いたしまして、私、関口の方からコメントを申し上げたいと思います。今回提出された異議書の内容をかいつまんで申し上げますと、価格転嫁は難しい状況、体力の弱い中小企業に関する経営の危機、それに従って、逆にいうと、労働者側にも会社がなくなるという解雇のリスクということが、改めて、ご指摘いただいたものと思っております。

さらに、タクシーという公共の交通を担っていただいている事業については、価格転嫁の法律的な難しさ並びにそれが行きつくところで経営が苦しくなるとともに、安全性にも問題が生じるリスクもあります。非常にそこにご懸念というのは納得できるのか

など理解しているところでございます。

それについて、我々も7月から始まった複数回に亘る審議会等で議論を尽くしてきておりまして、特に第1回の本審でも、私どもの方から「最低賃金というのは法律でありますので、(最低)賃金が上がれば、経営者は絶対その金額を払わなければいけない。ということは、経営の立場からすると、コストのインパクトが非常に大きく出てしまう。」と申し上げました。

今回の異議書の中にもございましたけれども、経営を本当に圧迫して、経営そのものを破綻させてしまう、非常に重たい内容のものであります故、慎重の上に慎重を重ねて議論を重ねていきたいと私どもの方から冒頭申し上げたかと思えます。そういう前提に則って、複数回の議論をした末で、我々としては、これも実は、例年書いてあることですが、価格転嫁をし易くすること、体力のない企業にはきちんとセーフティーネットとして、様々な補助、サポートがいただけること、これと併せて、今回の異議書にもありましたけれど所謂、年収の壁問題ですね。ここについても解決をお願いした上で、これが実現できるならばということで、我々としては何年かぶりになるのでしょうか。今まではずっと使用者側は全員反対ということになっていたようですが、今回に関しては一部賛成、一部反対と我々としてはスプリットになってしまいましたが、それは、我々の中でもそれぞれの考えの中で、これは仕方のないことだったと思っております。

かようにかなり深い論議を真摯に重ねてこの結論に至ったと思っております。さらに加えて、今回は先ほど申し上げたとおり様々な条件というか要望というのは、例年書いてあるということだったようなのですが、例年書いてあっても、結果的に、何処がどうなったのか、我々やほかの一般的な経営者にも認知がされない状態で、また、毎年毎年繰返しになっているように見受けられる。これは、一部、審議中に出されたご意見の、労働者側の方でしたかね、文書にもありましたが、そこはまさに、そういうことだと思いました。

我々、今回こそは、きちっと対策を講じていただかないと、中小企業、小規模企業にとっては、大変なことになる訳です。

今度こそ本気だぞという意味合いも込めて、我々もサポートすることを約束していたかないと納得しませんと言おうと思ったのですが、なかなか全てをお約束という訳には行かないわなと思って、まずは、それぞれどんなことを対策として進めているか、本当に喫緊のもので直ぐアクションしていただかないとならないと思えます。

今日も含め、今後のこういう場でキチンと行政側から状況説明をしていただく、我々

もそれを注意深くウォッチしていく、足りないところがあれば、それを適宜指摘していくということが担保できれば、我々経営者サイドとしては、清水の舞台から飛び降りるくらいの気持ちで、目安通りの金額を今回、一部の委員は賛成に回った訳です。その裏側には確実に、行き場が無くなった経営者が会社経営を諦める、こういうことを一件でも起こさない、増やさないように行政の方と、その他一体になって対応していく、これが担保できればこそ成り立つものかなと思っております。

今回、そのような内容を局長への答申書にも、文末ではありますがきちんと掲載していただきましたので、そのような事を我々としては確認した上で、この内容は受入れざるを得ないということを出した結論です。

ここまで色々と話してきましたが我々としては、今回出した結論については十分な審議の結果だと思いますし、今後の関係諸機関の対応策をきちんとウォッチしていきながら、今後も見守りたいと思います。

最後に、タクシー業界から出ております、運賃改定に係るリードタイムの長さ、これは神奈川県だけで決められるものではなく、日本全体で取組んでいくべき課題だと思いますので、神奈川労働局さんから中央に上げていただいて、審議をいただく、こういうことが必要なのかなという認識でおります。

以上です。

#### **【赤羽会長】**

ありがとうございます。公益委員含め、ほかにはいかがでしょうか。

#### **【石崎委員】**

いま、大変丁寧に労使の各委員からご意見ございましたので、それ以上何か付け加える事でもないのですが、今回の労側の異議申出にありましたように、今回の引上げ額が物価上昇率に届いていないご指摘、また、使側団体からありました価格転嫁が十分に進んでいないことですか、小規模事業者にとって非常に厳しい状況であるとのそれぞれのご指摘はいずれも非常に重要なものと認識しています。

ただ、既に出ておりますように、こうした点も含めて、労働者の生計費や使用者の通常の支払能力等々を総合的に勘案した上で議論の結果として、このような形で設定させていただいたところですか、今回の労側の団体からの異議申出書にもありましたように、価格転嫁を進めていくことが、今後の課題の解決に向けて重要であるというところがあったと思いますが、この点につきましても答申に盛り込みまして、この審議会においてもその後の状況についてフォローアップしていくというところがございますので、そ



ういった意味で8月4日付けの答申どおりでよろしいのではないかと思う次第でございます。以上です。

**【赤羽会長】**

はい、ありがとうございます。ただ今、労使、そして公益委員各側からご意見をいただきましたので、それを踏まえまして、まず、地方審議会の枠を超えた意見に対する対応につきましては、意見要望があった事実を中央最低賃金審議会等に伝えることとしたうえで、その他の部分に関しては、今の意見にもございましたが、十分に議論を重ねてきたところでもありますので、結論としては令和5年8月4日付け答申のとおりとするしたいと思います。いかがでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの発声)

**【赤羽会長】**

ありがとうございます。それでは、本審議会は、神奈川県最低賃金の改正決定について、「令和5年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申を局長に行いたいと思います。

それでは答申文案を用意します。

**【事務局】**

<答申文(案)を各委員に配付>

**【赤羽会長】**

では確認のため事務局で読み上げてください。

**【事務局:平本賃金室長】**

<答申文案の読み上げ>

**【赤羽会長】**

この答申文案でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの発声)

**【赤羽会長】**

はい、それでは、これで局長に答申します。事務局は用意してください。

**【事務局:平本賃金室長】**

それでは答申文のご用意をいたします。少しお待ちください。

(事務局は答申文用意、赤羽会長に手交)

(事務局は答申文写しを各委員に配布)

**【事務局:吉田監察監督官】**

準備整いました。

**【赤羽会長】**

それでは、お渡しします。

<赤羽会長から局長へ答申文手交>

**【事務局:吉田監察監督官】**

ここで、局長からお礼のご挨拶を申し上げます。

**【木塚局長】**

本日は赤羽会長を始め、委員の皆様方には大変厚い中、また大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。7月から今日まで約2か月かけてご審議いただき、本日は異議申し出に対する答申をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

本日の審議結果を踏まえ、私ども神奈川県労働局といたしましては、10月1日の発効に向け、公示等の事務手続を円滑に進めてまいります。

また、改定された最低賃金の積極的な周知に努めるとともに、その履行確保と併せて中小企業・小規模事業者に対する各種助成金など支援策の周知や利用勧奨、加えて、適正な価格転嫁への支援策の周知などにつきまして、他省庁や各自治体などとの連携を深め全力を挙げて取り組んでまいります。

皆様方には、今後特定最賃のご審議をお願いすることとしておりますが、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

**【赤羽会長】**

それでは、異議申出につきましては以上としたいと思います。

次の議題(2)その他ですが、事務局で何かありますか。

**【事務局:平本賃金室長】**

全国の改正決定状況についてご説明します。

資料2の全国の答申状況をまとめた「令和5年度地域別最低賃金 答申状況」の表をご覧ください。上からAランク、Bランク、Cランクという分け方となっております。中での分け方は改正前の額の高い順、同額の場合は北からという順序になっております。

答申状況をみますと、Aランク6都府県のうち5都府県が41円の引上げ、千葉県が

42 円の引き上げとなっています。全国で、目安額を下回った都道府県はありません。

引上げ額が目安額を上回ったのは、24 県で、昨年の 21 県から3県の増加となっております。特にCランクの引上げが顕著で、地域格差是正に向けて進んでおります。

最低額は岩手県の 893 円となっております。昨年は同額で 11 県が並んでおりましたが、本年では岩手県が単独となっているところです。

最高額と最低額の差は 220 円、比率で 80.23%となっております。昨年は、額で 219 円、比率で 79.57%でしたので、額では広がって見えますが、比率を見れば地域格差の改善は少しずつではございますが確実に進んでいる状況です。

これら改正は、今後、順調にいきますと、10 月1日を中心に 10 月 14 日にかけて新しい最低賃金額が発効する予定となっております。

続きまして、資料としましては、資料番号3番として支援策の状況をつけております。

特に最低賃金改正と大きく関係がある業務改善助成金につきまして、より必要な情報となると思いますので、参考までに、3(1)に助成金内容のご案内、3(2)に神奈川県における申請状況をおつけしました。3の(2)のグラフをご覧いただけるとわかりますが、例年では9月1日の公示あたりから大きく伸びるところですが、本年はかなり早い出足となっております。

3の(3)につきましては、中小企業庁と併せた支援施策の案内用の一覧表です。ご紹介を兼ねて資料として最後にお付けしてございます。後でご覧いただければ、と思います。

説明は以上です

#### 【赤羽会長】

ただいまの説明について、何か質問はありますか。

<質疑なし。>

#### 【赤羽会長】

なければ以上で、本日の議題についての審議は終了いたします。

#### 【赤羽会長】

事務局から、連絡事項があればどうぞお願いします。

#### 【事務局:平本賃金室長】

ご案内のとおり、本日この後特別小委員会を予定しておりますが、傍聴人はございませんでしたので、委員の皆様のご都合がよろしければ、休憩を少しとった後続けてこの場所で特別小委員会を実施したいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、10時50分からこの場所で特別小委員会を開催いたします。事務局からは以上です。

**【赤羽会長】**

それでは、以上をもちまして第428回神奈川地方最低賃金審議会を閉会いたします。皆さん、どうもありがとうございました。

< 閉 会 >